

東京大学大学院教育学研究科特任助教（特定有期雇用教職員）公募要領

職名及び人数	特任助教 1 名
契約期間	2025 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日
更新の有無	更新する場合があります。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から 14 日間
就業場所	大学院教育学研究科 学校教育高度化・効果検証センター（CASEER）（東京都文京区本郷 7-3-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。）
業務内容	教育情報のデータベースを維持・管理し、情報学の応用（教育応用に関心があることが望ましい）に関する研究を行う。また、コンピュータ相談室を併任し、ネットワークやサーバ等の情報基盤の管理及びコンピュータにかかわる相談業務を担当する。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。）
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 30 万円～42 万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則 55,000 円／月まで）
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1）大学院修士課程修了者、もしくはそれと同等以上の研究能力を有するもの 2）情報学・情報科学の教育への応用に関心を有すること 3）情報ネットワーク・システムの運用管理および情報セキュリティについて一定のスキルと経験を有すること 4）SQL データベースについて一定の知識を有すること
提出書類	1）CV（様式任意、ただし連絡先メールアドレスを必ず記載すること）。業績一覧は researchmap 等へのリンクでよい。 2）職務内容（特に管理・相談業務）に関する経験を記述したもの（A4 1 枚程度） 3）これまで行ってきた研究と今後の研究計画の概要（A4 1 枚程度） 4）学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書 下記からダウンロードください。 https://docs.google.com/document/d/1qC-2jtTL7w5-SzxVHopCuK2Ma9WdvPUr/edit

提出方法	オンラインにて、以下から提出すること。アクセスし、応募者が使用するメールアドレスを指定して、パスワードを取得し、ファイルをアップロードすること。 https://davw03.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/vFpTgMVI7CsQqNNSkEDZ8C_4pOfZVFpiVh-hkF_uVVcS - 提出にあたっては、提出書類 1) から 3) までを一つの pdf ファイルとし、"A_応募者氏名.pdf" というファイル名で、また提出書類 4) を "B_応募者氏名.pdf" というファイル名とすること。 - それぞれのファイルをアップロードする際に、「アップロードしました」というポップアウト・ウィンドウが出るので、スクリーンショットを保存しておくことが望ましい。 - 締切まで提出ファイルは繰り返し更新できるが、その際、自動的にファイル名に (1)(2) 等バージョン番号が付番される。これはそのままよい。
応募締切	2025 年 2 月 27 日 (木) 23 時 59 分 (日本時間) 書類選考の上、合格者に対し面接を実施する。
問い合わせ先	〒113-0033 東京都文京区本郷 7 - 3 - 1 大学院教育学研究科 担当：本田由紀 CASEER センター長・庶務チーム e-mail: edushomu.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	- 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 - 選考結果はメールで通知する。そのため CV に必ず連絡先メールアドレスを記載すること。 - 産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：産前・産後休暇及び育児休業による中断期間分を雇用延長することがある。 - 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。